慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	フオクランド島の歸屬問題 (一)
Sub Title	
Author	板倉, 卓造(Itakura, Takuzō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1933
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.12, No.2 (1933. 6) ,p.1- 19
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19330630-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

法學研究　第十二卷　第二號

フオクランド島の歸屬問題（一）

板倉卓造

一

南太西洋の極南で南アメリカの南端マゼラン海峽から東へ三百海里の海上に我四國の一半より稍や大なる小島が浮んでゐる。それが玆に問題のフオクランド島（Falkland Islands）である。英國の最小且つ最南の天領植民地（クラウンコロニー）で總人口三千にも足らない小島であるので本國の英人でさへ其名を知らぬものがあると云ふ。然るに之が近時俄に有名になつたのは世界大戰の初年獨逸のフオン・スペー艦隊が此島の沖で英國のスターデー艦隊の爲に撃滅せられた時からである。今一つ此島を多少有名

にしたのは現任の島知事が曾て英國勞働黨中の有力な領袖の一人であつたオグラデーであることである。

フオクランド島が英國の領有に歸したのは今から恰も百年前の一八三三年であつたと云ふので、本年二月十四日にはロンドン其他で領有紀念百年祭が催された。處が此島は本來スペインの所領であつたから一八一六年その南米の植民地より獨立した今のアルゼンチンが之を相續する權利があると云ふ主張を以てアルゼンチンは今日尙ほフオクランド島の英領たることを否認し、現に同國の地圖には此島が『英國に依て不法に保有せられてゐる』と云ふ意味の文字を特記してゐる。

フオクランド島の歸屬が問題となるのは即ち玆に在る。同島が果して英國の版圖に歸屬するものであるとすれば英國は國際法上如何なる權原に因て其本來の領有者たるスペインの相續者アルゼンチンを排して之を獲得したのであるか。之が問題の要點である。

二

鎌倉時代の末から德川時代の初にかけて前後約三百年の長き間、朝鮮半島から支那一帶の沿海に亘り、『八幡大菩薩』と記したる標旗を高く揭げて、寇略を恣にしたる我海賊船即ち彼國人の所謂『八幡船』の猖獗は、天正十六年、秀吉の禁令を以てするも能く之を抑ゆることが出來ず、其餘勢却て南

洋、印度洋の遠海にまでも延び、新に『日本甲螺』の名に依て益々海上に威を振ひ、當時東印度に遠征する西歐諸國の航海者すら其却掠の難を免かるゝことが出來なかつた。慶長十年即ち西暦一六〇五年の十二月三十日、今のシンガポールの近海に於て歸航の途中、横死を遂げた英國の著名なる航海者ジョン・デーヴィス(John Davis)の如き實に此『日本甲螺』の手にかゝつたのである。

デーヴィスはグリーランドと北米バッフィン・ランドの間の海を今日彼の名に因てデーヴィス海峽又はデーヴィス海と呼ばるゝ如く英國エリサベス朝の時代に出たる最大の航海家であつた。彼は一五八五年から八七年に至る間に太平洋への西南航路を發見する爲に引續いて三度び北氷洋の遠征を試みた。デーヴィス海峽の發見は即ち此遠征に依て遂げられたのであるが、彼は更に南海の遠征を企てゝ東印度に到ること二回、其二回目の歸路に於て『日本甲螺』の厄に遭ふたのである。彼の南海の遠征は前年の北氷洋に於ける如く期待された成功を遂げなかつたけれども、然も其第一回の航海(一五九二年)に於て彼は南太西洋の海上に始めてフォクランド島を發見したのである。當時彼と共同して此南海探檢を企てたトーマス・キャヴェンディシュの航海記(The Last Voyage of M. Thomas Cavendish)中に『海峽(マゼラン)から東北に當り海岸(南アメリカ)から五十リーグ又はそれより稍や遙な海上に横はれる前人未見』の或島の間に吹き寄せられたとあるのが即ちそれであると云ふ

(Lucas, Historical Geography of the British Colonies, Vol. II, p. 320)。併しデーヴィスは此島を單に望見したゞけで上陸はしなかつたらしい。

爾來フォクランド島は幾多の航海者に依て發見せられ又屢々その島名を變更した。此島に始めて名を附したものは英國に於ける奴隷貿易の創業者と稱せらるゝサー・ジョン・ホーキンスであつて(或は云ふ其子サー・リチャード・ホーキンスであると、余は何れが正確なるやを詳にせず)彼はデーヴィスの發見から二年後の一五九四年この島を見出し之に『ホーキンスの處女島』(Hawkin's Maiden Land)と命名した。處女島とは當時のエリサベス女皇に敬意を表する意味に於て附したのである。それから數年を經て一五九八年から一六〇〇年の間にオランダ人セバルド・デ・ヴエールト (Sebald de Veert)が此島に立寄り己の名を取つて『セバルド島』(Sebald's Islands or the Sebaldines)と呼んだこともある。現名フォクランドは更に九十年後一六八九年(或は云ふ一六九〇年)英國の航海者ストロングが此島の水道に與へた名稱であつて彼の遠征後援者フォクランド卿 (Lord Falkland) に因んだのである。其後一七〇〇年から一七〇八年の間に此島に寄つたフランスの航海者等は又これに Malouines の新名を與へた。彼等の出帆した本國サン・マロー港 (St. Malo) の名に由來するものであるがスペイン人が之を Malvinas と呼ぶのは即ち其轉訛である。

其名稱が斯くイギリス人、オランダ人、フランス人、スペイン人の間に各々異なるやうに此島は何れの國に歸屬するのであるか當初これを知るものはなかつた。否な何れの國も之に對して自ら領有權を主張するものはなかつたのである。

然るにデーヴィスが此島を發見してから約百五十年を經て始めてフォクランド島を以て自國の領土であると公然主張するものが現はれた。それは千五百年代の初期に於ける發見以後、二百年來、今のアルゼンチンの東海岸地方を領有してゐたスペインであつた、即ち英國の史家ミラーの說(Miller, History of the Leign of George III)としてアルゼンチンの國際法學者カルヴォの引用する所に據れば、一七四四年、世界一周航海から歸英した英國の貴族アンソン卿は南米ホーン岬を廻る前の寄航地として此島が最も便利な地點であることを唱へ、十年後(一七五四年)自ら海軍大臣となるや乃ち其腹案を實行せんとした。時のスペイン國王は之を知つて島は夙に自領であると宣言し、駐英公使をして英國政府に告げしむるに、若し遠征隊を派遣する英國の目的が島を占領せんとするに在るに於ては、其領有者たるスペインに對する敵對行爲であるとの抗議を以てし、又もしそれが單に好奇心に出づるに過ぎずとせば英國の欲する參考資料を供給することを辭せずとの意を通ぜしめた其結果、英國は遂に其遠征計畫を中止したと云ふ(Calvo, Le Droit International, T. I, p. 419)。

それから又十年を經た一七六四年二月に至つて今度はフランスの航海者ルイ・ド・ブーゲンヴィユ(Louis de Bougainville)なるものが此島の海岸に一植民地を開き其地をポート・ルイと名づけた。スペインは之を聞いて自領を侵すものと爲し、此島は地理上南米大陸に屬するものであるから大陸の領有者たるスペインの當然所領するものであるとて右フランス人の立退きを命じた。ブーゲンヴユは敢て爭はなかつた。スペインから多額の賠償金を得ることの約束を以て三年後(一七六七年)スペインの代官に其植民地を引渡して島を去つた。

三

然るに前記フランス人ブーゲンヴィュが此島に植民地を開いてから間もなくして英國政府は此島に自國植民地を設く可くバイロン提督を派遣した。バイロン提督は有名なる詩人バイロンの祖父である。即ち彼は一七六五年一月を以てフォクランド西島(フォクランド島は東島と西島とに別れフランス人の植民地は東島の方に在つた)の入江に到着し、當時の海軍大臣エグモント伯の名に因んで其地をエグモント港と命名すると共に『當港及び之に近接の一切の諸島をフォクランド島の名の下に英國王ジョージ三世陛下の爲に領有す』と宣言した。此島が英國に依てフォクランドと公式に命名せられたのは之からである。翌年(一七六六年)の始には英本國から派遣した守備隊がエグモント

に上陸して其處に丸太小屋の駐屯所を設けた。斯くしてフォクランド島を正式に領有したと宣言する英國と、島は最初より自國に屬するものであると稱するスペインとが玆に相對抗して正面衝突を引起すに至つたのである。

即ち四年後の一七七〇年六月、スペインは其植民地政廳の所在地ベノス・アイレスから兵を派遣して前記エグモント港に於ける英兵の駐屯所を襲ふて破壞した。英國政府は之を聞いて大に怒り斷然スペインに對して宣戰するの決意を示したのでスペイン遂に屈し、翌年(一七七一年)一月二十二日の協約に依てフォクランド島に於ける英國の財產を還附すると云ふ宣言を發したのであるが、其宣言の中に此還附はフォクランド島の『主權の先在權の問題』(the question of anterior right of sovereignty)には影響する所なしと斷はつてゐる。時の英國政府は此協約を以て滿足のものとして承引したのであつたが、議會の內外に於ては斯くては島の主權の問題を問題の儘に放棄するものであるとの非難が起り、論爭俄に喧しく、當時老政治チャタム伯の如き上院に於て『法律上、英國王は主權以外の名目で領土を保有することが出來るか否か』と云ふ難問を提起し之に對する法律專門家の意見を徵せよとの動議を提出した程であつた。幸に時のノース內閣は議會に多數黨の支持を得てゐたので事なきを得たけれども一時の形勢はスペインとの開戰或は避け難き異狀を呈してゐた。斯くて

英兵の駐屯すること三年にして一七七四年五月愈々島を撤退するに際し、エグモントの堡壘に一鉛板を打付け、之に司令官の名に於て、フオクランド島並に島内の堡壘、倉庫、波止場、港、灣、及び入江は英國王に屬するものであること、其證據として茲に此鉛板を打付け置くこと、且つ占領の標證として英國旗を樹てゝ置くことの意味の文字を彫刻して、英國守備兵は本國に引揚げたのである。

英兵の引揚後、スペインは乃ち新に島守を任命し、守備兵及び海防艦を置き、更に一七七六年及び七年の兩度、ベノス・アイレス政廳は本國マドリッド政府より、島に海軍碇泊所を設置すること、並にエグモントの英國堡壘の殘部を取り壞つことの命令を受け、一七八一年に至つて之を完成した。

此事實はフオクランド島が愈々スペインの權力内に歸するに至つた證明とせられるのであるが、後一七九〇年十月、英國とスペインとの間にサン・ロレンツオ條約成り、當時スペインの占領してゐた此島の南岸に於ては兩國とも植民地を設けないこと、又英國臣民は南岸から十リーグ(三十海里)内にて漁業に從事しないことが規約されたに拘らず然も島の歸屬に關しては尙ほ決せられてゐないのである。其間スペインは此島の一部を流刑所として使用したことがある。

サン・ロレンツオ條約から恰も二十年を經た一八一〇年五月に至つて南米ラ・プラタ河口のスペイ

ン領に革命が起つた。各植民地が頻に本國に背いて立ち、遂に一八一六年獨立の新國家を建設したのがベノス・アイレス政府即ち今のアルゼンチン共和國である。ベノス・アイレスの獨立政府成り基礎既に確立するやフオクランド島は舊領主スペインより相續したものと稱して二〇年十一月六日正式に之を其領土に編入し、更に一八二九年六月十日に至り公然左の布告を發した。

『一八一〇年五月二十五日の光榮ある革命に依て是等の地方が母國の支配から分離した當時、スペインはマルヴィナス島(即ちフオクランド島)及びチエラ・デル・フエゴの名稱の下に知らるゝものを含めたるホーン岬附近の諸島全部を領有してゐた。此領有はスペインが最初の占領者たる權利、ヨーロッパの主なる海國の同意、並に是等の諸島がベノス・アイレス太守の所管に屬する大陸に接近し且つ其政廳に屬した事實に依て正當なものと認められてゐた。此理由に依り共和國政府(アルゼンチン政府)は母國が從來是等地方に行ひ且つ太守が有したる各權利を繼承したものとして前記の諸島、其港灣及び海岸に支配を行ふて來た。尤も幾多の事情があつて今日まで我共和國は領土の此部分の重要なるに拘らず之に當然拂ふ可き注意を拂ふことを得なかつたのである。然るに共和國の諸權利を確保し同時に前記諸島の產物が與ふる利益を保有し、又住民が必要を感じ且つ其當然享有す可き保護を彼等に供する爲め必要なる愼重の手段を最早や遷延することを得ざる

に至つたので政府は玆に次の如く布告するものである。

第一條　マルヴィナス島(フォクランド島)及び太西洋に於てホーン岬に接する諸島は共和國政府が近く任命する政務兼軍務知事の命令の下に在るものとす

第二條　前條の政務兼軍務知事はソルダッド(一名ポート・ルイ)に駐在し此地には共和國々旗の下に砲臺を築造せらる可し

第三條　政務兼軍務知事は前記諸島の住民をして共和國の國法を遵奉せしめ且つ沿岸に於て海豹の狩獵に關する法規の勵行に任ず可きものとす』(Stowell and Munro, International Cases, Peace, p. 209)

此布告が程經て英國に達するや英國政府は直に在ベノス・アイレス代理公使をしてアルゼンチン政府に抗議を提起せしめ代理公使ウードバイン・バリッシュは同年(一八二九年)十一月十九日を以て左の書面をアルゼンチン外務卿に手交した。

『下名は閣下に告ぐるにアルゼンチン共和國が此布告を發したことはフォクランド島の上に英國王陛下の有する主權と兩立せざる權能を主張するものであることを以てす可く本國政府の命令に接した。

是等の主權は該島の最切の發見と其後の占領に基づくものであるが更に一七七一年スペイン國王陛下は前年該島に於ける英國の植民地がスペイン軍に依て攻擊占領せられ、此暴行は兩國政府間に多大の激論を生ぜしめたものであつたのを、遂に英國に還附せられたるに依て一層その確認を得たものである。

一七七四年英國兵が該島から撤退したのは英國の正當なる權利を無効ならしむるものとするを得ない。此撤兵は英國王陛下の政府が當時採用したる經費節約の方針を實行する爲に行ふたのであるが、然も其際領有の記證(マークス)と標證(ジクナルス)を該島に殘して置いたのである。即ち知事は此退去に臨み英國々旗を樹て其他一切の手續を履みて我領有の權利並に其後一層便利なる時期を以て該領土の占領を再行するの意思を表示して置いたのである。

依て下名は我政府の訓令に從ひ、英國王陛下の名に於て、ベノス・アイレス政府が六月十日の布告に於て爲せる主張に對し、及び從來英國王の行使せる正當なる主權を害して行ひ又は今後行はんとする一切の行爲に對して嚴重に抗議するものである』(Ibid p. 210)

英國が此抗議に於てフオクランド島の領有權を主張する根據は、(一)英國は此島の最初の發見者であり且つ爾後占領したものであること、(二)英國が一時この島から撤兵したのは放棄の意思に依

るものではなく後日更に占領を再行するの意思を表示せる證據を存して置いたことの二點に歸するのである。之を往時行はれたる、無主の地を版圖として取得するに關する國際法の通念と、近世國際法の原則とに照して、英國の此主張を檢討して見る必要がある。併し之は後段に讓るを便利とし引續き其後の問題の經過を明かにして置かねばならぬ。

四

斯くフオクランド島の領有權に關して英國とアルゼンチンとの間に紛爭を繼續して居る一方に、又この島の漁業權に關して米國とアルゼンチンとの間に紛爭が起つた。

アルゼンチン政府はフオクランド島の領有を宣言せる右一八二九年六月十日の布告前、既にドン・ルウイス・ヴェルネット(Don Louis Vernet)なるものに島內の土地を下附し且つ全島の漁業權を與へ、其布告後更に同人を島の知事に任用したのである。然るに一八三一年十一月彼は島の沿岸で漁業に從事しつゝあつた米國の漁船三隻を捕獲し船長以下乘組員を逮捕して、船をベノス・アイレスに引致沒收するに至つた。ベノス・アイレス駐在米國領事は乃ち之に對して嚴重に抗議し、半世紀以上の久しきに亘つて米國漁船の有したる漁業權を何等の豫告なくして之を剝奪するの不法なるを詰り、『ベノス・アイレス政府の權利を爭ふ可からざるものと假定しても、米國は米國船の捕獲に對して抗議し

其返還と賠償を要求するの正當なる理由を有するものである』(Moore, Digest of International Law, vol. I, p. 880)と嚴談に出でたる處、數日を經るもベノス・アイレス政府が之に滿足なる回答を與へないので米國軍艦レキシントンは島の自國漁民を保護する爲めフォクランド島に急航し、實力に依てヴェルネット知事の命令を一蹴した。米艦長は同時にアルゼンチン外務卿に對して、ヴェルネットが其捕獲した米國漁船の一隻から殆ど一物をも殘さず掠奪を行ふてゐた事實を指摘し、彼を海賊及び强盜の罪を以て米國に引渡すか然らざればベノス・アイレス政府に於て彼を逮捕す可きことを要求したのである。アルゼンチンは米艦長の此行動を怒ること甚しく、翌一八三二年二月十四日の布告を以て、米國レキシントン艦長は平時に於て我植民地に侵入し、我公有財產を破壞し、我人民を攻擊し、爲に我島民中、家を逐はれ、或は欺かれてウルグェーの海岸に運ばれて遺棄されたと發表すると同時に、米國領事に對しては、其所言前後不揃ひなるを以て此上彼と正式の交涉を爲すことを中止する旨を通告して談判を斷絕した。

之より先きベノス・アイレス駐在米國辨理公使フォブスが死んだのでワシントン政府は同年(一八三二年)一月ベーリーフなるものを新公使に任命し至急赴任す可きを命じ、其出發に際し右ヴェルネット事件の談判に關する極めて長文の訓令を與へ、新公使は軍艦に搭乘して六月二十日任地に着い

た。此訓令はフォクランド島に於て米國人民が五十年以上に亘つて有する漁業の自由を主張し、之を條約の明文に承認することを要求せしめ、又ヴェルネットの捕獲した米國漁船に關しては其返還と賠償を要求せしめ、アルゼンチン政府にして若しヴェルネットの行爲に無關係であると云はゞ、フォクランド島に於ける同人の植民地を武力に依て破壞し、且つ裁判に附する爲め彼をベノス・アイレスに引行く可きことを命じたのであつて、とても强烈な態度であつたから、新米國公使はベノス・アイレスに着任するや直にアルゼンチン外務卿に對して强硬な談判を開始し、ヴェルネットが米國漁船及び漁民に加へたる暴行に對する完全なる賠償を嚴重に要求し、更に進んでアルゼンチン政府はフォクランド島、チエラ・デル・フエゴ、ホーン岬その他附近に於ける太西洋諸島の海上、海岸並に陸上に於て一切の漁獵に從事する米國漁船及び米國人民に干涉するの權利なきことを主張し、其携帶せる訓令中に指示せる『凡そ無住地の海岸は假令ひ名義上一國の主權の下に在りとしても、事實上獨立せる蠻人の種族に依て占領せらるゝものに於ては、其海岸の使用を他國に對して拒否するの權利は著しく薄弱なる基礎の上に立つものである。之は南緯四十一度のネグロ河又はサントス河より最南端に至る間の全南米大陸、並にチェラ・デル・フェゴ及びスターテン島附近の諸島に適用せらる可く、又その太平洋側に在りてはアラカウニヤン族、太西洋側に在りてはペルチ、パタゴニヤン其他の諸種

族の如き完全に獨立してゐるのであるから、是等地方の海岸の共同使用に對して何等合理的反對あることを得ない。而してペノス・アイレスの現政府が是等の漁地の上に權利を設定するに必要とする領土の範圍が何處まで及ぶ可きかは、假に是等漁地を同國主權に附屬するものとしても更に重要なる一問題であつて、貴官(ベーリース公使)の注意を要する所なるが我政府は未だ之を決する手段を持たない。併しスペイン政府の下に於ける當時のペノス・アイレス太守の領地はラ・プラタ河兩岸の地方を包含したるに止まり、且つ是等地方の實狀を判斷するに尙ほ其無住の狀態に徵するときは各自獨立の政府を設けてゐるのである。然もパタゴニヤに至つては曾てペノス・アイレス州そのものゝ內に包含されてゐたとは信ずるを得ないことであつて、一七七八年スペイン人が同地に移民地を設けんとした計畫はあつたけれども、途中モンテ・ヴイデオ(今ウルグェー國の首府)まで移民を運ばれたばかりで其計畫は放棄せられたのであるから、全大陸、チエラ・デル・フェゴの諸島、及びスターテン島は今尙ほ其發見當時に於ける如く無住地として存するものである』(Moore, vol. I, p. 882)との見解に基づき、チエラ・デル・フェゴ諸島の一と見做せるフオクランド島に對するアルゼンチンの領有權を否認したのである。

米國公使の此抗議に對してアルゼンチン外務卿はヴェルネットの行爲を大に辯護し、更にフオクラ

ンド島の領有權を主張して、却て米國領事及び米艦レキシントン艦長の行動を攻擊し、啻に賠償の要求を拒絕するのみならず逆に米國政府に對して迅速且つ十分なる陳謝と完全なる賠償を要求するの逆襲的態度に出た。玆に於て米國公使は此上談判は無用なりとし斷然旅券の返附を求めたのである(即ち任地を引揚げ歸國の決心を示したのである)。アルゼンチン外務卿は米國公使の斯かる早計なる態度に抗議し、然らば本件を第三國の仲裁々判又は居中調停に附す可きことを提議したけれども、米國公使は飽まで談判中止の決心を固持して取合はなかつたので遂に旅券を返附し、兩國の外交關係は其後一時斷絕するに至つた。

五

米國がヴェネット事件の爲に軍艦をフォクランド島に派遣したとの報道を聞いて、英國は之を以て米國が同島を占領する意圖あるものと推測し、曾て一七七四年エグモント港を撤退してより約五十年來の睡眠狀態から俄然と目覺めた。即ち英國政府は一八三二年の暮、軍艦クライオをフォクランド島に急航せしめ、十二月十二日エグモント港に着くや英國旗を揭げ、舊堡壘を修理し、更に『一八三二年十二月二十三日、是等の島々の上に主權を行使する目的を以て英國軍艦クライオ來る』との刻板を壘壁に打付けた。

英艦長はエグモント港より轉じてソルダッド港に到りたる處、其處に偶然ベノス・アイレスより派遣せられたアルゼンチンの一小守備隊のゐるのを發見した。曩に米艦の爲に同地のヴェルネット植民地が破壞されたに拘らず共和國の權利を再建する爲に去る十月派遣せられたものであつた。英艦長は乃ちアルゼンチン守備隊長に向つて左の通告を發し至急退去を迫まつたのである。

『本官は英國南米艦隊司令長官閣下より、英國皇帝陛下の名に於て、是等諸島に於ける主權を行使するの命令を受けたることを貴官に通告す。

本官は明朝を以て海岸に英國旗を揭揚す可し。依て貴官は貴國旗を引降ろし貴政府に屬する一切の貯藏品と共に貴國軍隊を撤去せられんことを要求す』(Stowell and Munro, Peace, p. 212)

之は一八三三年一月二日のことであつた。アルゼンチン守備隊長は固より之に抗議を試みたのであつたが、如何せん兵力明かに劣勢であるので抗することが出來ず、撤退の要求に應ずるの外はなかつた。併し流石に自國旗を撤去することだけは拒絕した。そこで翌朝九時、英國軍艦は水兵及び陸戰隊を乘せた三隻のボートを港内に派し、アルゼンチン守備隊本部の附近に在つた一英人の屋上に旗竿を立てゝ英國旗を揭げ、更に海岸に靡へりつゝあつたアルゼンチンの國旗を引降ろし之を碇泊中の同國軍艦に引渡した。

英艦フォクランド島占領の報一たびベノス・アイレスに達するや政府は直に在任英國公使に極めて嚴重なる抗議を爲し(一八三三年一月二十二日)、更に四月二十四日英國駐在の自國公使をして英國政府は實際に占領の命令を發したるか否かを詰問せしめた。時の英國外務大臣バアマーストン卿は四月二十七日附これに答ふるに、英國政府は任所の司令長官に『英國皇帝陛下に屬する古來の明々白々なる主權を行使す可きこと』を訓令したる旨、ハッキリ言明したので、六月十七日アルゼンチン公使は再び英國外務大臣に對し、フォクランド島に於ける共和國の主權の完全に確立せられてゐること、英國よりも先きにスペインの權利が既在するのであるから英國の主張は承認することを得ないと云ひ、『下名は本國の訓令に基づき、英國が最近マルヴィナス島(即ちフォクランド島)の主權を簒奪したること、並に英國軍艦クライオがポート・ルイ一名ポート・ソルダッドに於ける共和國の建設物を破壞したることに對して、之より生じたる損害賠償要求の保留の下に、茲にアルゼンチン共和國政府の名に於て嚴重に抗議するものである』(Calvo, vol. 1, p. 421)と通じた。

然れども英國政府はアルゼンチン政府の此抗議に毫も耳を假すことなく、翌一八三四年一月八日、バアマーストン卿は右アルゼンチン公使の通告に對し、共和國の主張を全然拒絕し、且つ『事件の眞相がアルゼンチン政府に解せらるゝに至らば同政府は英國が其明白に有する主權を行使したるもの

に過ぎないことを此上爭はないであらう』との言を以て告げた。アルゼンチン公使は同年十二月二十九日重ねて英國政府に抗議的回答を爲したけれども、英國がテンデ對手にならぬので爭論は一旦中絶した觀があつたが、更に翌一八三五年十二月三十一日、アルゼンチン共和國大統領はベノス・アイレス州議會に宛てたる教書に於て、政府は英國政府に對する要求を放棄するものでなく、フォクランド島並に賠償に關する共和國の明白疑ふ可からざる權利の承認を要求するの意ある旨を聲明し、後一八三七年一月一日の教書に於ても之を再言して依然その主張を固持するの態度を示した。

それから四年後に今一度アルゼンチンの駐英公使は英國新內閣の外務大臣アバーディン卿に對し通告して、尙ほ未だ滿足の回答を得ざることを訴へ、解決を催促したのであるけれども、其時も英國政府は一向取合はぬので遂に問題は自然消滅の狀に歸した一方、英國は一八四三年まで此島を海軍の手に委ねてゐたのを同年天領植民地(クラウン・コロニー)に編入し、東島のスタンレー港に政廳を置き、爾來植民を奬勵して住民約三千人、(多くはスコットランド人)專ら養牧に從事してゐる。